

お寄せ頂いた御意見の概要と御意見に対する考え方

（家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について）

※御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。

※意見の概要に記載された内容は、基本的に頂いた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス、および御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報があるものについては修正しております。

（１） 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）				
番号	章	頁	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	はじめに	2	2 ページ「制度見直し」は「制度検討」に改めること（必ずしもないように見直しを施すとは限らないため。）。	前回の家電リサイクル制度見直しの際に取りまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の中でも、同様に「制度見直し」と記載しているため、原案のままとさせていただきます。
2	1	3	3 ページの（２）の 1 行目「4 品目」は「6 品目」の誤記ではないか？	家電リサイクル法の対象品目としては、家電リサイクル法第 2 条第 4 項の政令で定める機械器具の分類に従い 4 品目としており、原案のままとさせていただきます。
3	1	3	3 ページの（２）の 1 行目「使用済特定家庭用機器」と、12 ページの 18 行目「使用済みの特定家庭用機器」との違いは何か？	御意見を踏まえ、「使用済特定家庭用機器」に統一いたします。

4	はじめに、1	1、7	1 ページの 6 行目「市町村」と、7 ページの (6) の 1 行目「市区町村」との違いは何か？	御意見を踏まえ、「市町村」に統一いたします。
5	1	8	8 ページの 1 行目「法施行」はどの法律を指しているのか？	御意見を踏まえ、本文を修正いたします。
6	1	9	項目②は消費者に対する普及啓発の実施ですが、記述では消費者等となっており、対象の範囲のあいまいさを感じました。もし「等」使うのであれば対象の範囲を明確にする方がよいかもしれません。	消費者からの排出に加えて、事業所から排出される廃家電も含まれることから、このような記載にしております。
7	1	9	本案のアクションプランに関する記述で「消費者、小売業者、製造業者、指定法人、市町村、国等の各主体が、」と記載されていますが、当該アクションプランでは「小売業者、製造業者等、国、市町村・都道府県の各主体が、」の順の記載となっています。各主体の重要性を考慮すると順番は当該アクションプランに準ずるほうが良いかもしれません。	御指摘のとおり、アクションプランの「3. 各主体の基本的役割と目標達成に向けた個別の取組及びその評価・点検方法」に記載されている内容に合わせ、「消費者、小売業者、製造業者等、国、市町村・都道府県」と修正させていただきます。
8	1	10	10 ページの図表 9 の「法施行」はどの法律を指しているのか？	平成 26 年報告書においてもこのような記載をしており、家電リサイクル法を指すことは明らかであることから原案のままとさせてい

				たきます。
9	1	10	・意見内容 徴収された再商品化等料金の使用の内訳の細分化はもちろんですが、消費者に分かりやすく伝えることが重要です。再商品化等料金を負担している消費者が、図表9で示す再商品化等料金の引き下げられた料金、さらにはRKCが発行する「リサイクル料金一覧表（2022年4月版）」に記載されている費用にもとづき徴収された再商品化等料金の使途について、図表8の内訳では理解が得られるのは難しいと言えます。報告書案では、消費者の理解のより一層の促進と透明化を進めると記載されていますが、数字を細分化したものの評価が少ないために、より分からなくなった感は否めません。 図表8では製造事業者等上位7社の費用内訳が示されていますが、これは全体とすべきです。また、家電4品目の各品目ごと、A、Bグループごとなど再商品化等料金の使途の精査をあらゆる角度から実施すべきでした。 一方、図表8の費用内訳において、処理にかかった直接の費用と管理にかかった費用がどのくらいだったのかをもっと分かりやすく示して欲しいと思います。図表9が示す収支がマイナスになった理由とその原因が見えてきません。単純に間接費としての製造事業者等運営費より、RKCリサイクルセンターの費用が大きいことが起因しているように見	平成26年に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」では、「細分化されたリサイクル費用の内訳については、製造業者等や委託先のリサイクルプラントにおける公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、本合同会合において可能な限り公表」することとされています。事実、各社の再商品化等費用のうち、リサイクルプラント費用や指定引取場所・二次物流費用の1台あたりの費用については、各製造業者等の単価が公表されることで、公正な価格交渉を阻害するおそれがあることから公表しないこととしており、引き続き競争の阻害を招かない範囲で実施させていただければと考えています。なお、家電リサイクル法第20条第2項において、再商品化等料金は「適正な原価を上回るものであってはならない」とされていることから、基本的に収支はマイナスの傾向になるものと認識しております。 一方でわかりやすさに関しましては重要と認識しておりますので、頂いた御意見は一部今後の参考とさせていただきます。

		えます。再商品化等料金の全徴収金額と家電単位、処理直接費用、RKC やシステム運営、処理技術開発などの間接費用など簡略した数値も加えるなど分かりやすくし、また、再商品化等料金の使途の構成比を加えるなど、消費者の負担と使途の実態を伝えるようにすべきです。将来的には、リサイクル料金の消費者負担をなくしても、製造事業者の動脈産業と資源リサイクルの静脈産業の協調による市場経済の育成を図っていくべきです。 ・理由 図表 9 が示す料金の引き下げにあたって、本法の趣旨にある市場競争がどのように機能して料金の引き下げとなったのか分かりません。また、消費者負担において、効率的な処理、環境保全等を目指していくうえで、A、B 2 つのグループの適切な市場競争が実現しているのかさえ分かりません。「リサイクル料金一覧表（2022 年 4 月版）」の料金では市場競争が働いているとは言えないのではないのでしょうか。評価・検討においては、消費者の費用負担を義務としていることから生じる、料金の管理の実態や使途のあり方、不法投棄の因果関係の適時実態の把握等を精査し、消費者へ分かりやすく伝えて欲しいと思います。さらに、徹底した資源循環と環境保全の観点から拡大生産者責任のより一層の充実と追求を図って欲しいと思います。	
--	--	---	--

10	1	10	項目③に限らず本案では「再商品化等料金」と「再商品化費用」が混在しています。料金と費用は厳密には意味が異なるので誤解が生じる可能性があります。小売業者が収集及び運搬に生じる料金を合わせて費用とするなど、再商品化に要する費用と使い分ける場合はそれを明確にする方がよいかもしれません。	御指摘を踏まえ誤解が生じにくくなるよう使い分けをさせていただきます。
11	1	11	11 ページの図表 8 は図表 9 の前段に記載したほうがよい。	図表の見やすさを第一に考えた上での配置であるため、原案のままとさせていただきます。
12	1	12	・意見内容 リユースの促進に対する調査が小売業者のみというのは大きな情報の損失ではないでしょうか。小売業者 21 社のみの情報では、リユースに対する意識、関心があまりないと捉えかねません。市町村や消費者、地域に根差した修理業者など幅広く調査し、その結果を十分に精査し、評価・検討のための情報とすべきです。 ・理由 2050 年カーボンニュートラルに向けて、資源循環、地上資源の有効利用など益々、製品の長期使用のしくみを社会実装していく必要があります。次回の評価・検討ではリユースの促進とリユース品に対する消費者意識など国内に留まらず海外の各主体の情報も得て、議論に活かす必要があります。	家電リサイクル法は、適正なリサイクルを推進していくことを目的にしており、目的を果たすには、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者や市町村等の適切な主体に引き渡される必要があります。そこで、消費者から特定家庭用機器廃棄物の引取義務のある小売業者が、使用済特定家庭用機器を引き取る場合のリユースとリサイクルを仕分ける基準を作成してもらうため、国では、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を作成しています。今回の調査対象である小売業者 21 社については、令和元年度の製造業者等への引渡台数は約 1,477 万台である中で、今回の平成 30 年度における製造業者等への引渡台数の多い小売業者上位 21 社のうち、令和元年度の製造業者等への引渡台数は、約 885 万台で、全体の約 6 割を占めており、大多数の小売業者の状況を把握できる調査内容であると考えます。 リユースを目的にした調査については、環境省において、家電 4

				品目も含めた品目を対象に、消費者アンケート調査を踏まえたリユース市場の推計や、リユース市場規模（一般消費者の最終需要ベース）の推計、消費者アンケート調査を踏まえた排出・流通実態の推計といった調査(リユース市場規模調査)も行っております。リユースの促進は家電4品目以外も関係することから、家電リサイクル法だけに限らない議論が必要であると考えております。
13	1	12,13	13 ページ「対策を実施していると回答した市区町村の数も減少傾向にある」とあるが、対策を減らしてしまうと不適正な不用品回収業者が増えてしまうことにならないか。その点を議論していないのであれば、審議が不足していると言わざるを得ない。	不用品回収業者対策については、報告書（案）第3章－5.－①において、「違法回収業者やヤード業者等による不適正な回収や処理をなくしていく必要があるが、市区町村による規制や指導等を強化しても、違法業者は拠点を移しながら広域的に活動する現状が指摘されており、根本的な解決につながっていない。現状、その実態や、廃棄物処理業者や有害使用済機器の届出業者による廃棄物処理法に基づく処理実態等を十分に把握できていないため、国は、実態把握及びそれを踏まえた効果的な対策を検討・実施すべきである。」と記載していますように、今後、不用品回収業者の実態把握について、具体的な実態把握の手法及び実効性のある対策について検討することにしております。頂いた御意見も参考にしながら、検討してまいります。

14	1	13	13 ページ「平成 30 年 4 月より（略）届出、保管・処分に 関する基準の順守が義務づけられることとなった」とある が、その結果のフォローアップについて記載がない。効果を きちんと検証していないのであれば事務局の怠慢であり、 結果の分析をしていないのであれば審議会の怠慢である。	有害使用済機器保管等事業者を対象に、令和元年度以降の家電 4 品目の取扱状況について調査を行っており、調査結果は、これまで 審議会の場合でも報告を行っているところです。また、有害使用済機 器保管等届出制度における基準の遵守については、廃棄物処理法に 関する御意見でありますので、別の場で議論されるものと考えてお ります。
15	1	13	13 ページ「不法投棄された特定家庭用機器廃棄物であっ て、自治体に回収されたものについては、投棄者を特定する ことが困難である」とあるが、それをどう解決するか考えら れていない。	不法投棄対策については、報告書（案）第 3 章－ 4．において、 「不法投棄対策について、自治体は、引き続き、地域の実情に応じ て、不法投棄の未然防止対策に取り組むとともに、警察なども含む 関係者と協力して取締りの強化に取り組むべきである。また、国は、 自治体の不法投棄対策への支援の継続・充実を検討すべきである。」 と記載していますように、不法投棄の未然防止対策に取り組むとと もに、警察なども含む関係者と協力して取締りの強化に取り組むべ きと考えております。
16	1	16	16 ページの図表 10 は図表 11 の前段に記載したほうがよ い。	図表の見やすさを第一に考えた上での配置であるため、原案のま まとさせていただきます。

17	2	21	・意見内容 評価・検討で出された意見に対して内容が非常に簡素となっており、内容の修正を求めます。特にサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラルを取り上げているにも関わらず、それに資するリユースが漏れているのは評価・検討における失誤といえます。これは、意図的にそうしたのではないかとさえ思えなくもありません。サーキュラーエコノミーをリサイクルに偏らせることなく、特に大塚委員が述べていた「修理する権利」、鬼沢委員の「修理の充実」は報告書に掲載すべきです。なお、【終わりに】で記載されているだけでは議論の意図が反映されておらず不十分です。 ・理由 リユースを促進することは地球温暖化、気候変動対策において有効な手段であるにも関わらず、十分な検討ができていないこと、さらには国が循環経済への移行を打ち出す中で具体的な施策として取り上げていないことは本評価・検討における損失といえます。	合同会合でも言及しておりますが、家電4品目に関しては各製造業者において概ね7年前後での修理対応期間が設定されており、すでに修理に関する取組は一定程度進んでいる面があります。また、修理やリユースはあくまでもサーキュラーエコノミー（CE）の要素の一方向であり、それらのみが CE において目指すべき方向性のすべてではないことが考えられます。例えば、技術革新により、一層環境負荷の低い新たな製品が生産されている一方で、製品寿命を延長して旧式の非効率なモデルを使い続けることが環境負荷の観点から常に優れた選択肢とはならないケースがあり得ます。また、リユースや修理する権利はサービスの利用者にモノの所有権を移転することが想定されていますが、リースやシェアリング、サブスクリプションといった PaaS(Product as a Service (製品のサービス化) に基づく取組の方がより環境負荷が少なく適切である可能性もあります。こうした点について、日本における CE の方向性を示した循環経済ビジョン 2020 においても、リユース、修理に限らない多様な観点から、循環性の高いビジネスモデルへの転換を目指すことが重要であると示唆されています。 したがって、家電4品目においてどのような CE の方向性を目指すのかに関しては、CE の理念にトレードオフの要素が内在され得ることを踏まえつつ、各製造業者においてそのベストミックスを見出し、今後どのようなビジネスモデルを選択するかという点と合わせて検討されるべき事項であると考えます。リユースや修理のみを特別に記載するというのではなく、大局的な観点で引き続き家電リサイクルと CE のあり方を検討していくことが必要と考えており、
----	---	----	--	--

				【終わりに】における記載も、こうした考えに基づきつつ、各委員が CE に言及された背景に沿った内容であると認識しています。 また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、2 年に 1 回程度、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされ、評価・点検結果については、循環経済工程表を兼ねるものとして取りまとめられることになっています。CE については、その中でも議論が深められていくものと考えます。
--	--	--	--	--

18	3	23	23 ページの 5. の①「廃棄物処理業者や有害使用済機器の届出業者による廃棄物処理法に基づく処理実態等を十分に把握できていない」とあるが、なぜ把握できていないのかの分析ができていないのでは、対策の検討ができないのではないか。実態が把握できない状態を報告書案で認めている中、環境省は、自治体向けセミナーの開催しか手を打たず、「一般廃棄物は市区町村、産業廃棄物は都道府県の所管」と言い張り、抜本的な解決を図ろうとしない。環境省の一般廃棄物担当部署、産業廃棄物担当部署、家電リサイクル法・小型家電リサイクル法担当部署が分かれているのも問題であり、本件こそまさに縦割りの弊害である。この点は今回の制度検討においても指摘されていることが議事録で確認できるにもかかわらず、議論されていないのは審議が尽くされていないと言わざるを得ない。都道府県と市区町村の協力による"好事例"の横展開といった普及啓発や広告対策だけではなく、抜本的な解決を行っていただきたい。セミナーを行うだけでは意味がないことは明らかであり、不用品回収業者対策について、抜本的な見直しを行うこと。家電 4 品目の中でもとりわけエアコンが、室外機に銅が使用されているなどで、製造業者等による回収率も他の 3 品目より著しく低く、不用品回収業者等への不適正な排出や「見えないルート」についてはこれまでも審議会においても指摘されていることをよく認識すること。	廃棄物処理業者や有害使用済機器の届出業者による廃棄物処理法に基づく処理実態等については、報告書（案）第 3 章－ 5. －①において、「違法回収業者やヤード業者等による不適正な回収や処理をなくしていく必要があるが、市区町村による規制や指導等を強化しても、違法業者は拠点を移しながら広域的に活動する現状が指摘されており、根本的な解決につながっていない。現状、その実態や、廃棄物処理業者や有害使用済機器の届出業者による廃棄物処理法に基づく処理実態等を十分に把握できていないため、国は、実態把握及びそれを踏まえた効果的な対策を検討・実施すべきである。」と記載していますように、今後、廃棄物処理業者や有害使用済機器の届出業者による廃棄物処理法に基づく処理実態等について具体的な実態把握の手法及び実効性のある対策について検討することにしております。頂いた御意見も参考にしながら、検討してまいります。
----	---	----	---	---

19	3	24	・意見内容 多くの委員から出された「リユース」「修理する権利」「修理の充実」が具体的な施策として本報告書に記載されていないのは問題です。委員の発言の趣旨を汲み取り、具体的な施策にすべきです。 また本案では「国は、適正な仕分けに基づくリユースの促進（以下略）」を具体的な施策に取り上げており、消費者が家電4品目の買い替えの際に直ちに家電リサイクル券を発行するのではなく、再使用（リユース）の判断を使用年数、家電の状態、部品交換に基づく再使用の可能性、内外のリユース市場、製品の価値、製品のLCA評価等を考慮するなど、柔軟な検討を実施していくべきです。 また、家電リサイクル券を発行した場合でも、自動車リサイクル法のリサイクル預託金と類似したしくみを整え、リサイクル券を発行後回収した家電4品目を選別し、状態に応じて部品交換等を行うなど社会情勢に合わせた循環経済の体制の構築を考えていくべきです。 製品を長く使うことをあたりまえの社会にする。選別、整備された製品はリファビッシュ製品として、国の調達品はもとより、困窮世帯支援、学生支援、災害者支援など幅広い需要を想定し、国内外に流通させることはサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラルに大いに資すると考えます。 ・理由	家電リサイクル法は、適正なリサイクルを推進していくことを目的にしており、目的を果たすには、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者や市町村等の適切な主体に引き渡される必要があります。そこで、消費者から特定家庭用機器廃棄物の引取義務のある小売業者が、使用済特定家庭用機器を引き取る場合のリユースとリサイクルを仕分ける基準を作成してもらうため、国では、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」を作成しています。「リユース」、「修理する権利」、「修理の充実」の具体的な施策については、家電4品目以外も関係することから、家電リサイクル法だけに限らない議論が必要であると考えております。 そのうえで合同会合でも言及しておりますが、家電4品目の修理に関しては各製造業者において概ね7年前後での修理対応期間が設定されており、すでに修理に関する取組は一定程度進んでいる面があります。また、修理やリユースはあくまでもサーキュラーエコノミー（CE）の要素の一方であり、それらのみがCEにおいて目指すべき方向性のすべてではないことが考えられます。例えば、技術革新により、一層環境負荷の低い新たな製品が生産されている一方で、製品寿命を延長して旧式の非効率なモデルを使い続けることが環境負荷の観点から常に優れた選択肢とはならないケースがあります。また、リユースや修理する権利はサービスの利用者にモノの所有権を移転することが想定されていますが、リースやシェアリング、サブスクリプションといった PaaS に基づく取組の方がより環境負荷が少なく適切である可能性もあります。こうした点について、
----	---	----	--	--

		評価・検討で出された意見は、EU の政策「Circular Economy Action Plan」を俯瞰し、製品を長く使うことにおける地下資源開発の抑制、地上資源の循環、修理や修繕することは SDGs 目標達成に資するとともに、古来日本に根付いていた、モノを大事にする文化の復興を喚起するものでした。 法の執行として適正なリサイクルに力をいれることはもちろんですが、その一方で世界の流れは廃棄物にしない全方位の取り組みが求められています。特に製造事業者、地域に根差した修理事業者、消費者、市町村が協調するしくみを整える必要があります。 また、第1章の2の(1)の「5.適正なリユースの促進」にあるようにリユースに取り組む事業者が少ないことが事実であれば、国はもっと危機意識を持つ必要があります。国は、リユースの促進として、リユースとリサイクルを仕分ける基準の作成有無以外に静脈産業全体で循環経済に向けた施策を講じていく必要があります。 また、これから設計する製品に対してのみサーキュラーエコノミーを論じるのではなく、すでに流通している製品から社会を変えていく取り組みが必要です。製品を長く使うことを規定している循環型社会形成推進基本法を遵守することは、日本のもったいない文化の復興となることは間違いありません。	日本における CE の方向性を示した循環経済ビジョン 2020 においても、リユース、修理に限らない多様な観点から、循環性の高いビジネスモデルへの転換を目指すことが重要であると示唆されています。 したがって、家電4品目においてどのような CE の方向性を目指すのかに関しては、CE の理念にトレードオフの要素が内在され得ることを踏まえつつ、各製造業者においてそのベストミックスを見出し、今後どのようなビジネスモデルを選択するかという点と合わせて検討されるべき事項であると考えます。リユースや修理のみを特別に記載するというのではなく、大局的な観点で引き続き家電リサイクルと CE のあり方を検討していくことが必要と考えております。 なお、自動車リサイクルの場合、自動車には道路運送車両法(昭和26 年法律第 185 号。)上の登録・車検の手続きがあるがゆえに、当該手続きの際に確認することで預託を担保できるという仕組みがありますが、家電はそのような法令上の手続きがないため、事前に預託するという仕組みの実効性をどの程度担保できるかは議論の余地があるかと思えます。実際、将来の排出時点で必要なリサイクル費用の推計が難しいことによるリサイクル料金設定の適正性確保や、JARC が管理する預託金が約 9,000 億円にのぼり、この資金管理のためのシステム運用保守等費用への対応などが課題として挙げられています。
--	--	--	--

20	-	-	体の不自由な高齢者がエアコンや洗濯機などの大型電気製品を運ぶのに苦労していることが予想されるので、地方公共団体が状況を把握し、回収に行くべきだと思います。また、そうした活動の中で不法投棄された家電を回収することで不法投棄の自覚がない大衆への示唆にもなるのではないかと思います。脱炭素社会実現は最重要課題であり、ある程度の労力は不可欠だと思います。	家電リサイクル法に基づき、小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を排出する者から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らねばならないとしており、これは、一般的には、その排出者の家庭や事業所でありますので、その場合、当該排出者は運ぶ必要はありません。一方で、社会状況にあわせた回収体制の確保については、報告書（案）第3章－4. に、「国、製造業者等、小売業者、地方公共団体、指定法人、消費者団体等の関係主体は、EC 事業者等の多様な製品の販売方法の普及や所有状況等の変化、高齢化や空き家の増加といった社会状況の変化等に応じ、消費者が適正排出をしやすい方法を検討するとともに、それを消費者にわかりやすく伝える方法を検討していくべきである。」と記載しているとおり、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
21	-	-	中古品をリニューアルして再販売、あるいはパーツ販売ビジネスの推進もしてほしい。現状、〇〇が中古品リニューアルビジネスを展開しているが、実際に使える中古家電の引き取りを依頼すると、故障品扱いでタダで引き取られ、提携した廃棄物処分場で廃棄される。このような現象が起きるのは、こうしたビジネスに関する法令が不十分で、フェアなビジネスをすることによる利益が保証されないことにあると考えるが、消費者サイドのモチベーションも減退させる。また、同じ代替フロンを使う家電でも除湿器は「お住いの自治体の処分方法に従ってください」という説明がされるだけで野放しである。こういう状態が続くとばかばかし	ビジネスの推進に関するご意見に関しては、家電リサイクル制度自体に対するご意見とは異なるため、回答は困難ですが、小売業者に対しては、立入検査等を通じ、小売業者による引取り及び引渡し状況の把握及びその履行の徹底に努めてまいります。さらに、毎年度、家電リサイクル法に基づく製造業者等への引渡台数の多い小売業者の上位 20 社程度を対象に、使用済特定家庭用機器を引き取る場合のリユースとリサイクルを仕分ける基準の作成有無について報告徴収を行っているところであり、引き続き、実態把握を行い、適正なリユースの促進に努めてまいります。また、新しい再商品化等方法のあり方についても必要に応じて検討してまいります。 なお、電気除湿機、電気掃除機、温水洗浄便座（その他保温用電

			くなって、私などは掃除機や温水洗浄便座などは自宅でバラバラに分解してすべて燃えるゴミの日に出している。	気機械器具）は小型家電リサイクル法の対象であり、自治体により対象品目や回収方法は異なることから、処分にあたっては自治体に確認をお願いします。また、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保のため、自治体の区分に従い、適切に分別して排出をお願いします。
22	-	-	テレビの臭素系難燃剤（デカ BDE）について触れられていないのは、前回報告書から現在までの状況を反映した審議がなされていないと言わざるを得ない。	御指摘の臭素系難燃剤については、国際的な動きに関連しますことからその動きに注視しながら、製造業者とも必要な対応について検討してまいります。
23	-	-	法第 50 条第 4 項の条文上に記されている「環境省令」が存在しないため、同項は無効となるが、この点について審議会で指摘されず、漫然と法改正も省令制定も行わないのは問題である（不作為に対する審査請求が必要か。）。	家電リサイクル法第 50 条第 4 項の施行に当たっては、省令で「一般廃棄物収集運搬業者が行うことができる産業廃棄物の収集運搬の範囲」の内容について定めることを想定していましたが、現時点で、法令で規定している「一般廃棄物収集運搬業者（小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。）は、廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、(略)特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。」以外の内容を定めることが必要ないため、定めておりません。今後も適切な運用に努めるとともに、廃家電 4 品目の収集運搬については、自治体とも情報共有しつつ、引き続き動向を注視してまいります。

24	-	-	そもそも家電４品目が有害使用済機器となる場合がどのような場合なのか分析できているのか。	家電４品目を含む有害使用済機器に該当するか否かの判断に当たっては、「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン（第１版）Ver1.1 平成 30 年 3 月環境省」に記載されているとおり、有害使用済機器は「廃棄物を除く」と定義されていることから、まずその機器が廃棄物か否かを判断する必要があります。その上で廃棄物とは判断されない機器について、改めて、本来の用途としての使用が終了されているか否かの観点から、有害使用済機器の該当性を判断されています。
25	-	-	災害時等、自治体が複数台廃棄時に、家電１品１品に家電リサイクル券を貼らなければならない、書き損じが多い等、紙の家電リサイクル券についてはこれまでも審議会において指摘されているところであるにも関わらず、いつまでも結論を出さないのは怠慢であると言える。電子化を進めること。	今後の家電リサイクル券の利便性向上については、報告書（案）第３章－２．に記載されており、いただいた御意見も今後の参考とさせていただきます。
26	-	-	業務用機器はフロン法の規制がかかるが、家庭用機器は家電リサイクル法でポンプダウンについて明記されていない。仮に小売業者又はその委託業者がポンプダウンをせず製造業者がフロンを回収破壊しないとしても、特に罰則がない（とりわけ小売業者）のが現状であり、問題がある。この間の審議会でもフロンの回収破壊について意見があったところであり、よく議論する必要があるのではないか。	廃家庭用エアコンのポンプダウンについては、家電リサイクル法第３条に基づき策定された基本方針の中で、「小売業者は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に当たり、製造業者等の再商品化等に必要の行為の実施に支障が生じないよう特定家庭用機器廃棄物の破損、冷媒として使用されていたフロン類の漏出を防止することが必要である。」と記載されており、引き続き、小売業者に対し、ポンプダウンの徹底について、エアコンの回収率向上とともに、普及啓発をはかってまいります。

27	-	-	壊れた機器の場合はそもそもポンプダウンすることができない場合もよくある。特定家庭用機器廃棄物として排出するシーンは「買替え」の場合だけではない。「壊れたから単純に捨てる」という場合もあるだろう。想定が不足しているのではないか。諸々のパンフレット等は「買替え」の場合のみが前提となっていないか。よく審議すべきである。	特定家庭用機器廃棄物の排出については、報告書（案）第3章－5. に、エアコンの回収率向上に向けて、「国、製造業者等、小売業者、地方公共団体、指定法人、消費者団体等の関係主体は、消費者に対し、適切なタイミングと効果的な方法で普及啓発を実施すべきである。」と記載されているとおり、エアコン回収率向上により、フロンの回収量も増加が見込まれることから、引き続き普及啓発をはかってまいります。 また、家電リサイクル法担当者向けガイドブックを作成し、その中で、何らかの理由でポンプダウンができない場合について「必ず太管側（ガス側）と細管側（液側）のバルブを両方全閉にしてから、接続配管を取り外してください。このとき、室内機と配管に蓄積されている冷媒フロンを冷媒回収装置で回収するように努めてください。」の内容を記載し、ホームページ等を通じて周知しているところですが、引き続き、普及啓発をはかってまいります。
28	-	-	現在の家電リサイクル法では、小売業者への立入検査が定められており、実際に立入検査が行われていることが明らかになっているが、製造業者等に対しては、製造業者等（メーカー）本社にしか立入検査を行うことができおらず、意味をなしていない。指定引取場所やリサイクルプランと（製造業者等の委託先）への立入検査を行えるようにせず、またその議論も行わないのは、見直しを行なっている振りをしているに過ぎず、パフォーマンスに過ぎない。	指定引取場所及びリサイクルプラントにおける適切な再商品化等の実施は、製造業者等の責務の範囲で行われており、製造業者等に立入検査を実施することで、委託先の適正についても担保されると考えております。

29	-	-	意見： 1. 対象品目について 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等個別リサイクル法の枠を超えて、サーキュラエコノミーを実現するための仕組み構築に向けた検討を開始することを求めます。 理由：今回、有機 EL テレビと家庭用天井埋め込み型エアコンを家電リサイクル法（もしくはフロン排出規制法）の対象品目とするよう検討することには賛同するとともに、迅速な対応を求めます。今後、脱炭素社会を目指し資源循環を一層進めなくてはならない状況をふまえ、資源有効利用促進法をはじめ、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法等の枠組みを超えて、対象品目や回収拠点、再製品化の義務及び課金の仕組みを再整理し、より高度な仕組みの検討をスタートすべきと考えます。	御指摘のサーキュラーエコノミー（CE）実現のための仕組み、より高度な仕組みが具体的に何を指すのか明確ではなく、また家電リサイクル法以外のリサイクル制度に関する御意見に直接お答えすることは困難ですが、CE に関しては循環経済ビジョン 2020 の中で日本として目指すべき方向性はすでに提示されておりますので、これに沿った検討が重要であると考えます。その際、同ビジョンでは、使用済製品等ごとに、そのバリューチェーンや性状、排出源に応じ、可能な限り適切な回収ルートに乗せ、最適な形で再使用・再生利用することが重要であると示唆されていますので、こうした観点が必要になると考えます。 また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、2年に1回程度、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされ、評価・点検結果については、循環経済工程表を兼ねるものとして取りまとめられることになっています。CE については、その中でも議論が深められていくものと考えます。
30	-	-	意見： 2. 家電リサイクル券の利便性の向上について 家電リサイクル券の扱いについては、消費者の利便性の向上も求めます。 理由：今回の報告書案では、デジタル化等による利便性の向上については、小売事業者にとっての記載のみとなっていますが、消費者への利便性の向上も必要と考えます。現在、消費者自身が指定引き取り場所に持ち込もうとする際には、平日郵便局の窓口でリサイクル券を受け取り、記載、振込を行う必要があります。オンラインで申し込み、振り込	今後の家電リサイクル券の利便性向上については、報告書（案）第3章－2. に記載されており、課題検討の際には頂いた御意見も参考とさせていただきます。

			みまでできる、または、直接引き取り場所でキャッシュレス決済が可能となるなど利便性の向上も検討いただきたいと思います。	
31	-	-	意見：3. 社会状況に合わせた回収体制の確保・不法投棄対策について 回収拠点の整備や回収方法について、消費者が適正排出しやすい方法を検討することを支持します。 理由：現在、消費者が自分で持ち込もうとする場合、回収拠点が近くない、開設時間が限られるなど、利便性に劣るという意見も聞かれます。買い替え以外でも利用しやすく、わかりやすい回収体制の整備を求めます。	回収体制の確保については、報告書（案）第3章－4.において、「指定引取場所の現状の課題を踏まえ、今後の指定引取場所のあり方について、国は、製造業者等と連携し、検討していくべきである。」と記載されており、頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
32	-	-	意見：4. 回収率の向上について 回収率の目標については、4家電平均だけではなく、エアコンの回収率の目標値（2030年53.9%）を本文に書き込み、その実現に徹底的に取り組むことを求めます。 理由：エアコンの適正リサイクルを進めることは、資源の有効利用のみならず温暖化防止にとっても重要であることから、あまりに低い現状の回収率や2030年の目標値を広く周知し消費者や解体事業者とも目標を共有することで、さらなる対策を取ることが必要と考えます。また、この目標はできるだけ早期に達成し、他の3品目に並ぶ回収率を達成すべく、対策を進めていくべきと考えます。	御意見を踏まえ、本文を修正いたします。

33	-	-	内容について特段の異論があるわけではないのであるが、実施の段階においては法人番号の利活用をちゃんと行うようにされたい。意見は以上である。	今回の報告書の内容には直接関係ありませんが、御意見として承ります。
----	---	---	---	--

34	-	-	・ 9 ページの 22 行目「という)」は「という。)」のほうがよい。 ・ 2 ページの 4 行目「取りまとめた」と、9 ページの 22 行目「とりまとめた」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 12 ページの 21 行目「あたって」と、20 ページの 21 行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 「家電 4 品目」「家電四品目」の表記を統一すること。 ・ EC を全角又は半角に統一すること。 ・ 「以下、…という」の「、」の有無についても統一すること。 ・ 4 ページ(3)本文 6 行目「できる限り低減」を「できる限りの低減」に改めること。 ・ 7 ページの折れ線グラフの凡例を記載すること。 ・ 9 ページの 5 行目『』を『』に改めること。(1)①本文 13 行目「として」を削除すること。15 行目「取り組み」を「取組」に改めること。 ・ 13 ページの 9 行目「廃棄物処理法」はこのページで初出であるため、正式名称を記載すること。 ・ 17 ページの⑤本文 2 行目「バーゼル法」はこのページで初出であるため、正式名称を記載すること。 ・ 19 ページの 1.本文にインデントを 1 字加えること。 ・ 表記揺れが目につく。公文書とて恥ずかしくないよう事務局において見直すこと。	御意見を踏まえ、本文を修正いたします。
----	---	---	---	---------------------